

道路への倒木、枝の張出しに御注意!



道路上に張り出している樹木などの伐採のお願い

道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の障害になっている箇所が多数見受けられます。

これらに起因して、**車両や歩行者に事故が発生した場合には、当該樹木の所有者が責任を問われる場合があります。**※

※ 民法 第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任
道路法 第 43条 道路に関する禁止事項

下記のような状態の**土地の所有者の皆様**には、該当樹木の**伐採又は枝払い**をお願いいたします。

なお、今後とも普段の管理はもとより、強風や大雨の後には、特に注意されるようご協力願います。

- ① 道路・歩道へ樹木が張り出している。
- ② 枯れ木、折れ枝等による通行障害がある(又はその恐れがある)。
- ③ 竹林の繁茂による通行障害がある(又はその恐れがある)。



この写真は危険な例です。

作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に最寄りの**東京電力パワーグリッド株式会社**又は**東日本電信電話株式会社**にご連絡して下さい。
連絡先: 東京電力パワーグリッド株式会社 0120-995-007
東日本電信電話株式会社 113
2. 作業にあたり、**通行車両、自転車及び歩行者の安全確保**と、樹木からの**転落防止**等に十分ご配慮下さい。